

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案
に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に対して寄せられた御意見について

令和 3 年 8 月 6 日
厚生労働省年金局年金課

標記につきましては、令和 3 年 5 月 21 日（木）から令和 3 年 6 月 19 日（土）までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、13 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみをお示ししております。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	○ 全ての労働者に同一の保障を行うという観点で、適用業者拡大はとて最も良い施策と考える。ただ、中小企業への拡大については、今後において決定するという事か。	短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件については、令和 2 年改正法によって現行の 500 人超規模から、令和 4（2022）年 10 月 1 日に 100 人超規模へ、令和 6（2024）年 10 月 1 日に 50 人超規模へ段階的に引き下げられることになっております。 まずは、50 人超規模までの適用拡大に中小企業が円滑に対応できるよう、 <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業の生産性向上に向けた支援・ 被用者保険の適用拡大に向けた周知や企業への専門家派遣等の支援などの施策を通じて環境整備に努めつつ、更なる適用拡大については、検討規定に基づき、今回の見直しによる影響も検証しながら検討を進めてまいります。
2	○ 適用業種となる土業の列挙について、本件はパートタイマーのみならず、正規職員にも適用される仕組みになるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 令和 2 年改正法の施行後（令和 4 年 10 月以降）は、弁護士等の土業の個人事業所又は事務所であって、常時 5 人以上の従業員を使用する場合、適用事業所となります。適用事業所に使用される 70 歳未満の者は、適用除外となる場合を除き、原則、厚生年金保険の被保険者となります。

<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政令案に賛同する。 ○ 短時間労働者（パート）の適用については、2016年に導入され、来年に6年振りに見直しがなされると思う。6年前の新制度スタート時には、以下ホームページを中心に、実務手続の新基準について厚生省からQ&A集や各種パンフレットをアナウンスしていただき、非常に参考にさせていただいた。（今も手元で重宝・使用している。） https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124348.html ○ 来年の見直し時にも、実務手続の見直し点について、6年前と同じようなQ&A集 などなどを通じてご教授いただけるか。短時間労働者（パート）の適用については、各事業所様や従業員のご関心が非常に高い分野となっており、今回の見直し時でも、各種ご教授いただけると、大変助かる。 	<p>前回と同様に、Q&A集等により周知してまいりたいと考えております。</p> <p>また、厚生労働省のホームページ内で公開している「被用者保険適用拡大特設サイト」に、新たに適用対象となる事業主や短時間労働者の方に向けて動画やパンフレット等を掲載しておりますので、こちらもご活用下さい。</p> <p>URL : https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/</p>
<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ とどまることを知らぬ高齢化社会を考えれば、繰下げ待機上限月数の引き上げに賛成。 （この他、同様の御意見を1件いただきました。） 	<p>政令案に賛成のご意見として承りました。</p>
<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月より年金改正が行われるようだが、その内繰り上げ受給の0.4%についての関係で一言お願いする。 私は昭和36年8月生まれで（男）、体が悪く5年間無職で収入無し。来年繰り上げ受給を考えている。前年の収入がなかったため今回のコロナの給付の要件にも該当なしで給付されなかった。繰り上げ受給0.4%の要件には生年月日があり私の昭和36年8月生まれは対象外となり以前の0.5%減のままである。たかが0.1%と思われるが、平均寿命の約80歳まで受給したとしても200万円も少なくなる。そもそも昭和36年8月生まれ（男）では特別支給の老齢厚生年金も昭和36年で支給要件外となり1円も給付なしである。また更に2度も昭和36年生まれの一部の人が不利益を受ける。何とか特例措置等で2度も不利益を受けないようお願いする。 	<p>新たな減額率は、令和4年4月1日以降に60歳に到達する方を対象に適用することとしております。これは、令和2年改正法の施行後に繰上げ請求を行う方を適用対象とすることを基本とし、繰上げ請求のタイミングによって世代内で不公平を生じないようにする観点から、法施行時に既に60歳に到達している方については、一律に適用の対象外としたものです。</p> <p>こうした趣旨について、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

6 ○ 繰下げ受給の上限年齢の拡大により 75 歳まで繰り下げることが拡大された。繰下げは、「65 歳に達したときに他の年金たる給付の受給権者であったとき、または 65 歳から 66 歳に達するまでの間において他の年金たる給付の受給権者になったときはこの限りでない。」と規定されている。

私は、街角の年金相談センターで毎日勤務しているが、数年前から、具体的に申し上げると前回の財政検証が公表され、にわかに繰下げ制度の有利性が注目され始めると、年金相談の場では繰下げ請求の相談が増え始め、最近では毎日のように繰下げ請求の相談を頂いている。

しかし一方で繰下げ出来ない人も多数存在する。過去に請求の有無に限らず遺族厚生年金の受給権がある人で、例えば遺族厚生年金額が「0」であっても繰下げが出来ない。繰下げは老齢年金以外の受給権を有している場合、一つしかない人と比べて有利になると想定されることからこの様な制約が設けられているものと思慮する。

しかし、遺族厚生年金の支給額が「0」であっても繰下げ請求が出来ないということは法的合理性に欠けるものと思慮する。

この矛盾を解消しない限り繰下げ年齢を拡大してもトラブルが多数発生するものと考え。現に、現在でも年金事務所や街角センター（以下「年金事務所等」という。）の窓口では毎年数件のこの事例に対する「事務処理誤り」とした報告がされている。事務処理誤りとならなくても、請求権者が納得がいかないまま年金事務所等の職員の説明を聞くしか方法がないので、受給権者は引き下がるしかない。

平成 19 年 4 月に遺族厚生年金の先充て調整というやり方が実施された。本来、この時点で想定されていたはずの、この事例が現在までも放置されてきている。この機会に是非とも繰下げが可能になるようお願い申し上げたい。

本政令案は、令和 2 年改正法において、繰下げ上限年齢を 75 歳まで引き上げることに伴い、政令においても増額率の上限を 10 年待機分に引き上げる等の必要な措置を講じるものです。

本政令案に関するものではありませんが、遺族厚生年金の受給権を有する者に係る繰下げ受給の取扱いに関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。

7 ○ 「70歳以降に繰下げ待機していた者が65歳時点からの本来受給を選択した場合、請求の5年前に繰下げ申出があったものとみなして年金を支給することとする仕組み」や「在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとされたこと（在職定時改定の導入）に伴い、老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間の月数が在職定時改定により240月以上となる場合にも、その時点の生計維持関係に応じて加給年金額が加算されることとする」、「加給年金額の加算の基礎となっている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月以上であるものに限る。以下⑤において同じ。）等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合には、加給年金額に相当する部分の支給が停止されるが、配偶者の年金給付の全額が支給停止となっている場合には、この支給停止が解除される」という点が、よくわからない。

1点目は、「70歳以降に老齢年金を請求する際に繰下げ申出を行わない場合、5年前に繰下げ請求していたとみなし、繰下げ増額された年金額を支給する仕組み」です。現行制度では、70歳以降に年金を請求し、かつ繰下げ申出しない場合、繰下げ増額されない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなりますが、年金給付の支給を受ける権利は5年で時効消滅するため、70歳以降に請求すると、給付の一部は時効消滅し、受給することができません。本見直しは、令和2年改正法により、繰下げ上限年齢が75歳に引き上げられたことに伴い、こうした時効消滅に対応するために導入されたものです。

2点目について、加給年金は、老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上である受給権者に、その生計を維持する配偶者又は子がいる場合、一定額を加算する制度ですが、老齢厚生年金の受給権発生時点で被保険者期間が240月未満である場合には、70歳到達等の改定契機において、被保険者期間が240月以上に達した際に、その時点で生計維持関係を確認し、加算することとされています。

本政令案では、令和2年改正法で在職定時改定を導入したことにより、在職定時改定により被保険者期間が240月以上となった際にも、その時点で生計維持関係を確認し、加給年金を加算することとするために、所要の規定の整備を行うこととしました。

3点目について、現行制度では、加給年金額の加算の対象となっている配偶者が、被保険者期間240月以上の老齢厚生年金を受給している場合は、加給年金額に相当する額が支給停止となりますが、配偶者の老齢厚生年金が在職老齢年金制度等により全額支給停止となっている場合には、その支給停止が解除され、加給年金が支給されます。

本政令案では、配偶者が被保険者期間240月以上の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合は、その支給の有無にかかわらず、加給年金を支給停止することとしました。

<p>8 ① 厚年法第 44 条の 3 第 5 項（5 年前繰下げみなし増額）と在職定時改定に関連して</p> <p>○ 今回の改正法において、65 歳以降に厚生年金の被保険者である場合は、在職定時改定が行われることになっている。この 65 歳以降（繰下げ待機以降）加入期間に係る年金額については、繰下げ（繰り下げ増額）の対象外となっている。従って、70 歳後に請求し、繰り下げ申しない者に、請求の 5 年前以前に被保険者期間があり、在職定時改定が行われていて年金額の改定があっても、改定分の年金額については、「5 年前繰下げみなし増額」の対象ともならず、5 年前以前の定時改定分に時効消滅分が生じるケースが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備政令において、何らかの検討が設けられるのか。 ・ 割り切って時効消滅させる考えなのか。 	<p>① 在職定時改定による増額分は、繰下げ加算額の計算の基礎としないこととしております。これは、「繰下げ増額」であっても、「5 年前繰下げみなし増額」であっても同様です。（繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎として計算されます。今般の改正前にも既に存在した退職改定による増額分についても繰下げ加算額の計算の基礎となっておりません。今般導入される在職定時改定による増額分も同様の取扱いとなっております。）</p>
<p>② 厚年法第 44 条の 3 第 5 項（5 年前繰下げみなし増額）に関連して</p> <p>○ 70 歳以降に繰下げ待機していた者が、70 歳後に請求し、繰り下げ申しないときは、「5 年前繰下げみなし増額されるが、70 歳後の請求であっても、70 歳到達（受給権取得から繰下待機 5 年経過）の翌々月又は 3 ヶ月までの間に請求し、繰り下げ申しないときは、時効消滅する月分は発生せず、65 歳時点まで遡及して全期間分受給可能であるケースが生ずるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時効消滅しない 65 歳まで、増額なしで遡及して受給選択できるような検討がなされた政令となるのか。 ・ 時効消滅していない月分も支給対象としないで、一律に法第 44 条の 3 第 5 項（5 年前繰下げみなし増額）の規定を適用するとする政令とされるのか。 	<p>② ご指摘のようなケースについて、政令で特段の措置は行いません。一律に厚年法第 44 条の 3 第 5 項が適用されます。</p>
<p>③ 2 以上の種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の繰下げに関連して</p> <p>○ 65 歳までに加入していた一の種別の期間に基づく老齢厚生年金を繰下げ待機中の者が、65 歳以降に他の種別の厚生年金に加入した場合は、同じ厚生年金法の被保険者でありながら、加入した被保険者の種別によって次のような異なった扱いになっている。一の期間に基づく老齢厚生年金を繰り下げ待機中の者が、65 歳以降に他の種別の厚生年金に加入した場合、当該他の種別の被保険者資格取得日の属する月の翌月 1 日に、当該他の種別の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p>	<p>③ 厚生年金保険法第 78 条の 28 の規定は、2 以上種別の老齢厚生年金について別々の繰下げを認めると、在職支給停止額の算出が複雑になること、また、被用者年金制度一元化によりワンストップサービスが実現し、事務処理を 1 つの機関で行うことが可能になったことから、2 以上種別の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、同時に繰下げ申出を行わなければならないこととしているものです。ご指摘の取扱いは、こうした趣旨を踏</p>

<p>○ この場合、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の繰下げについては、法第 78 条の 28 の規定により令第 3 条の 13 の 2 において読み替えられた法第 44 条の 3 第 1 項第 5 号の規定により、当該一の期間に基づく老齢厚生年金(先発の繰下げ待機中の老厚)については、他の種別の老齢厚生年金(後発の老厚)の受給権を取得した日から起算して 1 年を経過していない場合は、他の種別の老齢厚生年金の受給権発生日から 1 年以内の間は、この間での希望する時期での繰り下げが認められない。</p> <p>○ この間(他の種別の期間に基づく老厚の受給権発生から 1 年以内の間)に繰下げ申出(繰下げ希望)をしても、「令第 3 条の 13 の 2 において読み替えられた法第 44 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により、他の種別の老齢厚生年金(後発の老厚)の受給権発生日に繰下げ申出があったものとみなされ、希望する時期での繰下げが認められない。</p> <p>○ 繰り下げ待機した 65 歳以降に、同じ厚生年金法による被保険者期間を有したにも係わらず種別によって生ずる扱いは不合理ではないか。</p> <p>○ 「他の種別の期間に基づく老厚の受給権取得した日から 1 年以内の間であっても、他の種別の期間に基づく老齢厚生年金の請求をしていなかったときは、他の種別の老齢厚生年金の受給権取得日から 1 年を経過するまでの間については、同時繰下げの規定の適用については、この限りでない。」等とする検討の余地はないか。(当然、他の種別の老厚受発日から 1 年を経過後は同時繰り下げとなる。)</p>	<p>まえたものとなりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。</p>
<p>④ 未支給年金について、厚年法第 44 条の 3 第 5 項(5 年前繰下げみなし増額)の適用は、整備政令において検討の対象外か。法第 44 条の 3 第 5 項での条文上、未請求の未支給年金は、同項の適用はなく、「5 年前繰下げみなし増額」はないと解釈するが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備政令において、何らか、未請求の未支給年金への第 5 項の適用について検討は行われるか。 ・ 政令対象事項とはされず、同条本則解釈による適用なしのままとされるか。 	<p>④ 本政令案においては、未支給年金について厚年法第 44 条の 3 第 5 項の規定を適用するための特段の措置は行いません。このため、未支給年金には、厚年法第 44 条の 3 第 5 項は適用されません。(受給権者本人の意思表示である繰下げ申出は、未支給年金には適用されないことから、同様に、「5 年前繰下げみなし増額」を適用しないものです。)</p>

9	<p>○ 政令案の概要の「加給年金の支給停止規定の見直し」について、以下により賛成。</p> <p>これまで加給年金については、配偶者の在職・報酬状況により支給されるか、支給停止になるかが決まってきたり、かつ報酬状況により変動していた。このことは年金受給者には大変わかりにくいしくみとなっていた。本改正により配偶者の老齢厚生年金（被保険者期間 240 月以上）の受給権の有無により、加給年金の支給・支給停止が決まることとなり、シンプルで年金受給者にも大変わかりやすいしくみとなる。</p>	<p>政令案に賛成のご意見として承りました。</p>
10	<p>○ （２）令和 2 年改正法の施行に伴う経過措置、1 厚生年金保険の適用拡大に伴う経過措置について、基本的に賛成する。</p>	<p>政令案に賛成のご意見として承りました。</p>
	<p>○ 令和 4 年 4 月以降、夫婦ともに、厚生年金保険の被保険者期間が 240 月以上ある場合で、夫が 65 歳以上、妻が 63 歳で、妻が雇用保険の基本手当を受給した場合、妻の特老厚が支給されないため、夫に配偶者加給年金額が加算されていたのが、支給されなくなるというのは、基本的に賛成（こういう理解でよいか）。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
	<p>○ 一般的に、妻が雇用保険の基本手当を受給するのは、特老厚よりも金額が多いからで、多い金額を受給したら（しかも、非課税所得）、夫に加給年金額が加算されるというのは、世帯としての所得保障の観点から、制度の矛盾を感じる。</p> <p>あわせて、これに関連し、経過措置だが、令和 4 年 4 月前から、妻が基本手当を受給し、特老厚が支給停止になっていた場合、65 歳以上の夫に、配偶者加給年金額が加算されていたわけであるから、それは経過措置として、継続して支給すべきものとする（パブコメ案、そのような内容になっているという理解でよいか）。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>加給年金の支給停止に関する経過措置の対象者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日の前日（令和 4 年 3 月 31 日）時点において加給年金が加算されている受給権者であって、 ・ 加給年金の加算対象となっている配偶者が、厚生年金保険法施行令第 3 条の 7 に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付の支給を受けることができ、 ・ かつ、当該給付がその全額につき支給を停止されていることにより、加給年金が支給されている者 <p>としております。このため、施行日の前日時点において、配偶者の特別支給の老齢厚生年金が基本手当受給により全額支給停止になっているケースも、経過措置の対象となります。</p>
	<p>○ くわえて、この事例の妻が、たとえば、64 歳になって再就職し、特老厚が全額支給停止になったとしても、令和 4 年 4 月以後に再就職したのであるから、経過措置は適用さ</p>	<p>加給年金の支給停止に関する経過措置は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加給年金が加算されている老齢厚生年金又は障害厚生年金

	<p>れず、改正施行法のどおり、特老厚が支給になろうが、支給停止になろうが、240月・240月同士の事例なので、夫に加算された配偶者加給年金額は支給停止になるという取扱いでよいと考えるが、施行令案はそのようになっているか。</p>	<p>が全額支給停止となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加給年金の加算対象となっている配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が、施行日の前日において基本手当受給により全額支給停止されている場合であって、施行日以後にその支給停止が解除されたとき ・ 加給年金の加算対象となっている配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が、他年金選択により全額支給停止となったとき <p>に終了することとしております。</p> <p>ご指摘のケースのように、再就職により基本手当受給が終了した場合は、経過措置終了となり、加給年金は支給停止となります。</p> <p>また、前述のとおり、経過措置の対象者は施行日の前日時点の状況により判定されるため、配偶者の老齢厚生年金が施行日以後に在職支給停止により全額支給停止となった場合には、経過措置の対象となりません。</p>
11	<p>○ 以下のような場合、どのように解釈すればよいかご教示いただきたい。</p> <p>令和4年3月31日において、夫67歳（昭和29年11月30日生まれ、厚生年金保険の被保険者期間240月以上）で、妻62歳（昭和34年9月30日生まれ、厚生年金保険の被保険者期間240月以上で、特老厚受給権発生は61歳時（令和2年9月29日））という夫婦の条件設定。</p> <p>夫はすでに退職しており、厚生年金保険の被保険者ではないが、妻は65歳になるまで、厚生年金保険の被保険者として働き続ける予定。妻は総報酬月額相当額が40万円、特別支給の老齢厚生年金が10万円とする。低在老の支給停止基準額が28万円なので、令和4年3月分までは、特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止であり、夫には加給年金額が加算されていたとする。</p> <p>今回の、本政令案の施行に伴う、加給年金の支給停止に関する経過措置というのは、令和4年4月から支給停止基準額が47万円となり、特老厚が一部支給（この事例では月</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

<p>額 8 万 5 千円支給) されるようになって、夫に支給されていた加給年金額は支給停止にせず、支給し続けるという経過措置の内容と理解してよいか。</p>	
<p>○ 仮に、この妻の総報酬月額相当額が、令和 4 年 9 月に、36 万円となり、従前の支給停止基準額 28 万円で計算すると、特老厚が一部支給される（この事例では月額 1 万円支給）こととなる場合は、夫に加算されていた加給年金額は令和 4 年 9 月分から支給停止になるという考えでよいか。（実際は、改正法の施行で、特老厚は全額支給される。）</p> <p>つまり、この改正施行令の経過措置案というのは、令和 4 年 4 月前に、配偶者の一方である夫に、加給年金額が加算されている場合については、妻が 65 歳に到達するまでは、従前の規定を適用すると理解すればよいか。</p>	<p>加給年金の支給停止に関する経過措置は、次のいずれかに該当した場合に終了することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加給年金が加算されている老齢厚生年金又は障害厚生年金が全額支給停止となったとき ・ 加給年金の加算対象となっている配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が、施行日の前日において基本手当受給により全額支給停止されている場合であって、施行日以後にその支給停止が解除されたとき ・ 加給年金の加算対象となっている配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が、他年金選択により全額支給停止となったとき <p>これらに該当しない限り、配偶者の 65 歳到達や死亡など、加給年金の加算事由不該当となるまで、加給年金が支給されることとなります。</p> <p>このため、ご指摘のケースのように、配偶者の老齢厚生年金が、改正前の支給停止基準額（28 万円）によれば一部支給となる場合であっても、経過措置は継続することとしております。</p>
<p>○ 一般化して考えると、配偶者の一方である夫（厚生年金保険の被保険者期間 240 月以上ある）が、令和 4 年 4 月 1 日以後に 65 歳になり、配偶者加給年金額が加算されるようになった場合、妻（厚生年金保険の被保険者期間 240 月以上ある）が、その後（令和 4 年 4 月 1 日以後）に、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生した場合については、妻が在職中で、妻の特老厚が全額支給停止になったとしても（支給停止基準額 47 万円）、一部支給になっていたとしても、夫に加算される配偶者加給年金額は、支給停止になるという認識でよいか。</p> <p>この場合、令和 4 年 4 月前に、妻（厚生年金保険の被保険者期間 240 月以上ある）</p>	<p>ご理解のとおりです。経過措置は、施行日の前日（令和 4 年 3 月 31 日）時点で加給年金が加算されていることを要件としております。ご指摘のケースでは、施行日以後に老齢厚生年金の受給権が生じているため、経過措置の対象外となります。</p> <p>後段についても同様です。</p>

	<p>が、すでに、特老厚を受給していて、その全部が在職支給停止あるいは一部支給停止であったとしても、夫に加算になる配偶者加給年金額は支給停止になるという認識でよいのか。</p>	
12	<p>○ 公務員の厚生年金保険の加入期間（第3号厚生年金被保険者期間）があり、その後、民間企業に就職して、第1号厚生年金被保険者としての加入期間がある場合、75歳に到達して、繰下げ請求しても、ワンストップサービスの対象となると理解してよいのか。</p> <p>ワンストップサービスの対象になるが、今回の改正施行令では、この部分に関する改正は不要ということであれば、法律および施行令の何条に規定があるからか。また、この場合、施行規則も改正は必要がないか。</p> <p>○ あわせて、72歳のときまで繰下げ待機していたが、やはり、5年前の67歳で繰下げ請求したいという場合、これもワンストップサービスの対象との理解でよいのか。高齢者が2つ以上の実施機関にそれぞれ年金請求書を提出のはたいへんと思われるので、施行令や施行規則で、そのようになっていないのであれば、そのような改正をしていただきたい。</p> <p>○ くわえて、そのときに、加給年金額が加算される事例である場合、いつの時点の戸籍謄本、世帯全員の住民票、配偶者の所得証明書が必要か。65歳のときのものか、それとも、72歳、あるいは75歳のときの時点のものなのか。あるいは、65歳以後、毎年の所得証明書が必要なのか。</p> <p>○ 一方で、基礎年金番号とマイナンバーが紐付けされていれば、戸籍謄本の添付は必要だが、世帯全員の住民票や配偶者の所得証明書の添付は不要と認識してよいのか。</p> <p>○ なるべく簡便な手続きで請求できるように、政令や施行規則の整備をお願いしたい。</p>	<p>1点目及び2点目の場合は、ワンストップサービスの対象となります。また、日本年金機構は、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）第4条の2の14の規定に基づき、ワンストップサービスを行っております。</p> <p>3点目及び4点目の事例については、65歳時点における各種書類が必要となりますが、詳細につきましては手続を行う年金事務所等までお尋ね下さい。</p> <p>5点目のご意見に関しては、本政令案に関するものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>○ 〈企業年金・個人年金見直し部分について〉</p> <p>現行においても、企業側に事務を委ねている部分が多い(例：振込処理)。個人型においては、個人での管理下でできるよう、厚生年金とマイナンバー、マイナンバーと預金口座を紐付けするような、運用の考慮も必要と思料する。また、マイナンバーの提供を拒否する場合は、企業年金とiDeCoの両方を拠出することはできない、等の規制も必要。</p>	<p>現行においても、基礎年金番号を用いて掛金の拠出は適正に管理されています。</p>